

「鳥取県動物愛護管理推進計画(案)」に対するパブリックコメントの結果について

パブリックコメント期間 平成26年2月3日～2月28日 意見総数(人数 16名 件数106件)

Ⅲ 計画を実施する基盤			
意見数	意見の概要	県の考え方	対応
1	自治体と県との間に隔たりがあるため、パイプライン強化のため、自治体主体の動物愛護条例を迫記すべき。地域猫活動の支援や避妊去勢手術助成など。	計画の中で、地域社会に密接に関与する市町村の役割の重要性を明記し、県と市町村をはじめとする関係機関が連携・協力して施策を推進することとしています。なお、自治体主体の動物愛護条例については、県の条例改正も含め、市町村の意見も聞いたうえで検討します。	既に盛り込み済み
1	ボランティア育成してほしい。	計画の中で、動物愛護活動をしている個人や団体の把握や動物愛護管理の普及啓発の核となる個人やボランティア団体の育成を支援することとしています。なお、ご意見は具体的な取り組みを検討するうえでの参考とさせていただきます。	
1	保護団体及び同様の取組を行う個人を援助すること。		
1	動物の嫌いな人に文句を言われぬような活動を行う場を作る。		
1	保護活動を行っているボランティアと話し合いをして、今生きている動物たちをどう守っていくかの話し合いが大切		

Ⅳ 施策と目標			
意見数	意見の概要	県の考え方	対応
1	数値目標が少し緩い気がする。致死処分数をもっと早急にゼロに近づけられないのか。	現状及び今後推進する施策をもとに数値目標を設定していますが、致死処分数ゼロを究極の目標としており、今後の計画の進捗状況により計画や数値目標は適宜見直すこととします。	今後の検討課題
2	致死処分数ゼロにむけて致死処分数を半分以下に削減することは素晴らしい目標だが、猫の致死処分数の削減目標数値が500頭以下と犬に比べて多いのが気になる。野良猫の繁殖制限措置、民間愛護団体と連携した譲渡率の向上など猫に特化した動物愛護対策を実施すべき。		

Ⅴ 施策別取組

1 動物愛護精神の普及啓発

意見数	意見の概要	県の考え方	対応
1	動物愛護週間はあるくまでも「動物の愛護と適正な飼養についての関心と理解を深めるようにするため」に設けられたものであり、動物フェスティバル等の開催に当たっては動物愛護管理法第4条に定める動物愛護週間の趣旨にふさわしい企画が前提なることを明記すべき。	計画の中で、関係団体と連携した動物愛護週間イベントの開催や動物愛護の普及啓発等を行うこととしています。なお、ご意見は具体的な取り組みを検討するうえでの参考とさせていただきます。	既に盛り込み済み
1	動物ふれあい広場、ふれあい動物園等各種動物ふれあいイベントは企画すべきではない。		
1	県民等が動物の適正飼養についての関心と理解を深めることができ、かつ、犬の逸走や飼い主のいない猫の問題といった鳥取県が抱える課題への啓発効果が見られる催しを企画すべき。		
1	動物愛護をテーマとした映画の上映、著名人を講師に迎えて講演会の実施を行うと良い。		
1	わざわざ行かなくても良いように交通機関、スーパー等の人が集まる場所で動物愛護思想の普及促進を行うのが良い。		
1	もっと動物愛護について教えて欲しい。		
1	動物愛護の精神の向上のため、小・中学校、高校で愛護教室や写真展を行って欲しい。	幼児期より動物とふれあう事で命の大切さや動物愛護の精神を養うことを目的として、小学校や幼稚園での啓発活動として「ふれあい教室」の実施やパンフレットの配布を行うこととしています。「ふれあい教室」を実施する場合は、動物の負担軽減に十分配慮するよう努めます。	既に盛り込み済み
1	学校でのふれあい教室は、正しい理解と配慮に欠けることが多く、やめるべきであり、どうしても行う場合はストレスを受けにくい訓練された犬等に限定すべき。		
1	動物とのふれあいが意義があるか疑問。動物の負担も考えるべき。		
1	動物愛護普及のため、学校で保健所の仕事や収容動物について学ぶ場を与える。		
1	警察、公民館、学校等でポスターを掲示してほしい。	現状においても、環境省作成のポスターやパンフレット、県独自のリーフレット等を市町村、警察、学校などへ配布しています。今後も、県独自の新たなパンフレット等を作成し、より一層の普及啓発を行います。	既に盛り込み済み
1	県として独自のパンフレット、リーフレットを作成し、配布してほしい。		

施策2 動物の収容・引取り数削減の取組

意見数	意見の概要	県の考え方	対応
1	動物が飼えなくなった時、簡単に保健所に連れてこないで里親を探す制度を整えていただきたい。	県では、終生飼養の普及啓発を行うとともに平成25年9月の動物愛護管理法の改正後は、相当な事由がない場合は引取りを行わないようにしています。なお、やむをえず飼養できない場合には自ら新しい飼い主を探すよう指導すること	既に盛り込み済み
2	地域猫活動(TNR活動を含む)に対して推進・支援体制を構築し、不妊去勢手術の助成等、具体的な支援を検討すべき。	計画の中で、飼養者のいない猫対策として繁殖制限措置の取り組み等を推進することとしています。なお、ご意見は市町村とも相談しながら具体的な取り組みを検討するうえでの参考とさせていただきます。	既に盛り込み済み

施策3 動物の返還・譲渡促進の取組み

意見数	意見の概要	県の考え方	対応
2	収容動物の性別間違い、収容前の死亡等を防ぐため、処分場に獣医師をおいてほしい。	県の動物管理施設には獣医師を配置しています。	既に盛り込み済み
2	収容動物の適切な暖房のため、収容施設に対して熱源を確保してほしい。	県の動物管理施設は、空調設備のある施設となっています。	既に盛り込み済み
6	公示期間や収容期間は延長し、返還や譲渡を行うべき。	収容した動物については可能な限り収容期間を延長し、返還・譲渡に努めます。	既に盛り込み済み
1	収容施設を新たにつくり、厳格な管理のもと、ボランティアの受け入れ、譲渡の推進を行って欲しい。	来年度より、動物愛護団体が開設した飼養施設と連携し、県が収容等を行った動物の中長期的な飼養や譲渡を促進することとしています。また、ボランティアの活用についても積極的に取り組んでいきます。	既に盛り込み済み
1	熊本市動物愛護センターと同様の組織を新設し、同様の取組をしてほしい。		
1	施設建設のため、企業売り上げ1%を寄付してもらい、犬猫の寄付のための物販販売を行うなどで資金を確保。		

1	狂犬病予防注射や鑑札の重要だが名札の装着を推進してほしい。 狂犬病予防注射の際に迷子札も渡してはどうか。	★計画の中で、マイクロチップや迷子札などの所有者明示の推進についても明記することとします。(計画10ページ追記)	反映した
1	迷子札、マイクロチップの普及啓発を行い、助成制度を設けること。		
1	狂犬病予防法に基づく登録等の所有者明示の指導啓発において、実験動物飼養施設及び多頭飼育者に対して重点的に普及啓発を行うべき。	また、所有者明示は飼養者の責務であり、逸走や盗難の際の有用な手段であることからより一層の普及啓発に努めます。	
2	譲渡する動物は指定動物病院での避妊去勢や首輪、迷子札に自宅連絡先をつけることを義務付けしてほしい。	県では、譲渡前に講習会を行い、所有者明示や繁殖制限措置について指導を行っています。また、譲渡6か月後に飼養状況等の確認を行っています。なお、避妊去勢等の義務化については、他県の状況等も調査のうえで検討を行います。	対応困難
1	譲渡団体の規制緩和を検討してほしい。	現行の譲渡団体の登録要件は、適正な動物の飼養管理を担保するために、第一種動物取扱業の基準をもとに定めています。なお、今後譲渡団体の育成に努めるとともに、譲渡制度の改善についても検討します。	既に盛り込み済み
1	動物収容施設について、動物福祉に配慮した収容施設であることを明記し、収容中の死亡数を削減する取組を行うべき。また、適切な対策を講じるために収容中の死亡数についても集計を行うべき。	本県の動物収容施設は、空調等も整備した動物福祉に配慮した施設です。また、来年度より、収容中の死亡数の集計も実施します。	既に盛り込み済み
1	猫の収容にあたっては飼い猫との判別が難しいことから慎重にすること。	★譲渡動物の情報発信の強化等について、計画に明記します。(計画10ページ追記) なお、ご意見は具体的な取り組みを検討するうえでの参考とさせていただきます。	反映した
2	餌を各個体に適正にあげてください。		
1	月齢の小さな仔犬、子猫は里親が見つかる可能性が高い。殺処分しないでほしい。		
4	殺処分を廃止してください。		
3	やむを得ず殺処分を行う場合は殺処分方法をガスでは無く苦痛の少ないものに替えること。		
1	収容犬返還及び所有者責任明示を目的に、狂犬病予防注射の際、犬の写真撮影しデータベース化してほしい。		
2	子犬を含むすべての犬の情報をホームページに公開してほしい。		
1	自治体ごとに犬猫の所有実態を把握して「ご近所犬猫マップ」を作成してほしい。		
1	犬猫が迷子になった場合の連絡先も周知してほしい。		
1	現在の迷子ページは分かりにくい。		
2	ツイッター、フェイスブック、ケーブルテレビ等を活用して収容動物の情報を広く広報してほしい。		
2	センターで捕獲する動物の迷子になった動物たちの情報を情報誌の発行、スピーカー放送や掲示板、回覧板等で広報してほしい。		
2	里親募集に新聞掲載を活用してほしい。		
2	一時預かりさん里親募集、ボランティア募集の呼びかけや譲渡会開催をホームページで案内してほしい。		
1	HPで公示する写真は最低でも3ポーズで詳しく明示する。		
1	収容動物の適正に合わせて一般家庭での一時預かりを行うなど、ボランティア市民登録制度を作り、行政と市民が連携する。		
2	民間と協同で譲渡会の開催をお願いします。		
<b>施策4 災害時対応</b>			
<b>意見数</b>	<b>意見の概要</b>	<b>県の考え方</b>	<b>対応</b>
1	災害時に動物同伴専用の避難場所も設けてほしい。予め指定してあれば災害時動きやすい。	鳥取県地域防災計画において、ペットの同行避難について明記されており、市町村は、当該避難所におけるペット飼育場所の確保及び受入体制の整備に努めることとなっています。今後、動物の救護ガイドラインを作成することとしており、いただいたご意見を参考に災害時の対応を検討していきます。	既に盛り込み済み
1	災害対策の対象に実験動物や産業動物を含めることを明記すべき。		
1	災害対策を考え、実験動物飼養施設実態把握のため、定期的な立入調査を行うべき。		
1	ペット同伴避難方法についてマニュアルを作成すること。		
1	特定動物については、飼養施設の定期点検や災害時対応マニュアルの作成、市町村との特定動物飼養施設等の情報共有等により具体的に記載すべき。		
1	災害時に、福島原発のような産業動物との分け隔てをしないでほしい。		
<b>施策5 動物の適正飼養の指導・啓発</b>			
<b>意見数</b>	<b>意見の概要</b>	<b>県の考え方</b>	<b>対応</b>
1	警察との連携を追記すべき。	現状においても、拾得動物への対応など、必要に応じて警察と連携する体制を整えています。また、計画の中でも動物の遺棄、虐待の事案が発生した場合の警察との連携を明記しています。頂いた意見も参考に、警察とも連携しながら遺棄や虐待には適切に対応していきます。	既に盛り込み済み
1	動物の遺棄や放し飼いが多くない場合は、気軽に買えない、飼えないように規制してほしい。	動物愛護管理法の改正により、遺棄・虐待について罰則の強化が図られ、計画の中でも獣医師会、関係団体とともに指導・啓発に努め、遺棄・虐待の事案が発生した場合は、警察と連携し厳正に対応することとしています。	既に盛り込み済み
1	動物虐待に対して制裁を加えられる制度を整えてほしい。		
1	警察は動物の遺棄・虐待は違法だと知っているのか。動物だからと軽んじないでほしい。	計画の中で、適正飼養講習会を開催するなどして、「終生飼養」、「所有者明示」、「繁殖制限」等について周知や指導を行うこととしています。なお、ご意見は具体的な取り組みを検討するうえでの参考とさせていただきます。	既に盛り込み済み
1	犬のしつけ方、マイクロチップや迷子札の普及等の教室を開催してほしい。		
1	飼養者に対して終生飼養等について適切なアドバイスを行うこと。		
2	動物飼養者へ避妊去勢の重要性を伝えて欲しい。		
1	専用相談室を開設してほしい。(しつけや譲渡先等について)		
1	多頭飼育の実態を把握する制度を設けること。さらに多頭飼育者の精神ケアのため、精神保健関連連部局と連携することを記載すべき。ただし、地域猫活動は多頭飼育届出制の目的趣旨から外れるものとし除外することを併せて求めます。	計画の中で、学校での適正飼養の周知や指導を行うこととしています。なお、ご意見は具体的な取り組みを検討するうえでの参考とさせていただきます。	既に盛り込み済み
1	堅苦しい講習会ばかりではなく、イベント的要素のある周知・指導を行って欲しい。		
1	学校の動物飼育は適正飼養できるところのみで行うべきで、このことは動物愛護管理行政部署が確認・指導すべき。	計画の中で、特定動物の飼養施設について、年1回以上の立入検査を行うこととしています。また、特定動物については、動物愛護管理法により個体識別のためのマイクロチップの装着等が義務付けられており、立入検査時に装着状況等についても確認・指導を行います。	既に盛り込み済み
1	県は学校等に対して適正飼養・動物感染症等の研修を行い、法律の基準や災害時等の規定について周知すべき。		
1	人と動物双方の安全を確保するため、特定動物飼養施設への立ち入りは継続して行うべき。また、特定動物の個体識別率を向上させ、逸走時に対応するため、特定動物飼養施設等の情報について市町村と共有すべき。		

施策6 動物取扱業者の監視指導			
意見数	意見の概要	県の考え方	
1	第一種動物取扱業への定期的な事前連絡なしの立入を行うこと。動物虐待が疑われる事案については、警官を同行するといった臨機応変な対応について明記すべき。	計画の中で、第一種動物取扱業施設について、年1回以上は立入検査を行うこととしています。 なお、ご意見は具体的な取り組みを検討するうえでの参考とさせていただきます。	既に盛り込み済み
1	ペットショップ、ブリーダーの制限を行う。		
1	ペットショップ、ブリーダーへの立入指導、監視を半年に一回行う。(ペット販売頭数の制限を今後条例に追記できる基盤となる指導も含む。)		
1	動物取扱業者は、法律だけではなく県条例独自で幼齢の基準などを設けて取り締まるべき。		
1	動物取扱業者の立入調査は、抜き打ち検査とすべき。		
1	展示業の中でも移動販売、展示業者に対する立入調査の強化を追記すべき。		
施策7 実験動物及び産業動物の適正な取扱いの推進			
意見数	意見の概要	県の考え方	対応
1	実験動物や産業動物飼養施設について、飼養保管基準や3Rの原則の遵守に加え、定期的な施設の立入による実態調査を行うべき。	計画の中で、実験動物飼養施設の把握に努め、適正飼養の周知徹底を図ることとしており、産業動物飼育施設については、関係機関等と連携して適正飼養の周知徹底を図ることとしています。 なお、ご意見は具体的な取り組みを検討するうえでの参考とさせていただきます。	既に盛り込み済み
1	産業動物について、飼養保管基準の周知に加え、動物愛護担当部署において、関係部局と連携し、アニマルウェルフェア指針の周知やその効果のモニタリングを行うべき。		
1	産業動物においては災害対策を関係部署と情報の共有をすべき。		
その他 施策全般について			
意見数	意見の概要	県の考え方	対応
1	動物愛護の前に、県民の暮らしを向上させることに予算を使うべき。	今後の業務の参考とさせていただきます。	その他
1	苦情内容について分析し、事例にあった対応をすべき。		
1	必要な予算措置を行い、足りなければ県民等の基金を設けること。		
1	県内で実験動物を用いた施設を公表してほしい。		
1	動物適正飼養対策として、犬税を導入してほしい。(税金は名札購入に使ってほしい。)		